

ご家族からの大切な資産をお預かりいたします

相続定期貯金



お取扱期間：令和8年6月1日(月)～令和8年11月30日(月)

店頭表示
金利

プラス
年

期間：6か月

0.40%

対象
商品

スーパー定期〈単利型〉
大口定期貯金

お預入
金額

50万円以上

ご利用いただける方

当JAまたは他金融機関で
相続手続き完了後1年以内に、
相続により取得した資金を
原資にお預入れいただける
個人の方

※当JAで相続手続きをされた方は、原則として、①と②の書類が必要となります。当JA以外の金融機関で相続手続きをされた方は、上記の①～⑤の書類が必要となります。

ご用意いただくもの

- ① 本人確認資料（運転免許証等）
- ② 印鑑
- ③ 金融機関での相続手続きの完了時期が確認できる書類
【例】・金融機関に提出した依頼書の写し
・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し
- ④ お預けされる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類
【例】・戸籍謄本写し
・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言検認済のもの）の写し
- ⑤ お預入いただく資金が、相続により引き継いだことが確認できる書類
【例】・金融機関に提出した依頼書等の写し
・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し
・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言検認済のもの）の写し
・遺産分割協議書のある方は写し

 JA利根沼田

※詳しくは、お近くの支店金融窓口
までお問い合わせください。

沼田支店 ☎23-5145
利根東支店 ☎56-2355
東部支店 ☎25-4455
みなかみ支店 ☎62-2021

新治支店 ☎64-1111
南部支店 ☎24-4322
片品支店 ☎58-2321
金融共済部 ☎22-6638

商品概要説明書

商品名	相続定期貯金
取扱期間	令和8年6月1日～令和8年11月30日
種類	・スーパー定期貯金＜単利型＞ ・大口定期貯金
ご利用いただける方	当JAまたは他金融機関で相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人の方
期間	6か月の自動継続
預入方法	(1) 預入方法 …一括預入 (2) 預入金額 …50万円以上相続資金の範囲まで ※相続資金であることが分かる関係書類をご提示いただけます。 (3) 預入単位 …1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1) 適用金利 …預入時の「スーパー定期貯金(単利型)」または「大口定期貯金」の店頭表示の利率に年0.40%(税引前)を上乗せした利率を満期日まで適用します。自動継続後の適用金利は、原則として「スーパー定期貯金(単利型)」または「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。情勢に変化があった場合は、金利を見直します。 (2) 利払頻度 …満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法 …付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (4) 税金 …20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 (5) 金利情報の入手方法 …金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せ下さい。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 【スーパー定期貯金＜単利型＞】 6か月未満 ……………… 解約日における普通貯金利率 【大口定期貯金】 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載(通帳レス口座の場合はJAバンクアプリに表示)の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) 預入日数
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・スーパー定期貯金(単利型)は、マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
貯金保険制度(公的制度)	【保護対象】当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	【苦情処理措置】本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話：0278-22-6638)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 【紛争解決措置】外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 群馬弁護士会(紛争解決センター) 電話：027-234-9321 第一東京弁護士会(仲裁センター) 電話：03-3595-8588 東京弁護士会(紛争解決センター) 電話：03-3581-0031 第二東京弁護士会(仲裁センター) 電話：03-3581-2249 [東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。] ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。]
その他参考となる事項	・当JA定期貯金の預け替えには、ご利用できませんが、当JAで発生した相続資金(定期貯金等)についてはご利用できます。 ・他金融機関で相続手続きをされた方は、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続であること」「お預け入れ資金が相続により取得した資金であること」が確認できる書類をご提示ください。 【例】●遺産分割協議書の写し ●金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し ●遺言書(公正証書遺言書または自筆証書遺言で検認済みのもの) ●戸籍謄本の写し ●被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ・満期日以降の利息は解約日または書換継続日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品は「自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)」または「自動継続大口定期貯金規定」を適用します。

* 詳しくは、お近くの支店金融窓口までお問い合わせください。

(令和8年6月1日現在)

JAカード新規/ご入会の方に/



JA利根沼田直売所商品券
1,000円分をプレゼント!!

プレゼント期間：2027年2月26日まで

メリット1

JA直売所
ファーマーズ
マーケット
ご請求時に

5%割引!

メリット2

JA利根沼田
ガソリンスタンド
JAカードなら
ガソリン・軽油が

4円/L割引!

さらに!

カードご請求時に

2円/L割引!

※割引特典はお支払い時には割引にはなりません。JAカードご利用代金ご請求時に割引いたします。

JA利根沼田
セルフSSならさらに!!

JA組合員割引で

5円/L割引!

※割引適用には条件がございます。詳しくはお近くのJA各支店へお問い合わせください。

こちらもおススメ!

公式ラインのお友達登録で

割引クーポンコード配信!!

JA利根沼田セルフSSのみ

2円/L割引!

※ライン公式アカウントのお友達登録については、スマホで右記QRコードを読み取りください。またはお近くのJA-SSへお問い合わせください。

沼田SS 利根東SS 川場SS 上津SS